

避難行動要支援者支援制度について

(1) 避難行動要支援者支援制度とは

高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難な人を対象とする名簿(避難行動要支援者名簿)を作成し、地域の助け合い(共助)によって災害時の被害を少しでも減らそうとする制度です。災害の状況によっては、支援等を行えない場合も考えられるため、まずは自分で避難について考え、身近な人に協力をお願いし(自助)避難を行いましょう。

※地域の支援者には、可能な範囲の支援をお願いするもので、責任を伴うものではありません。

(2) 避難行動要支援者とは

災害が発生した場合に自らを守るための適切な行動が困難で、何らかの助けを必要とする人のうち、次の人が対象となります。

【対象者】

1	75歳以上の高齢者のみの世帯の人
2	要介護者(要介護3~5の人)
3	身体障がい者(身体障害者手帳1・2級の人)
4	知的障がい者(療育手帳Ⓐ・Aの人)
5	精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級の人)
6	前各号に掲げる者に準ずる症状のある人

◇名簿に掲載されるには

支援のための必要な個人情報自治会・行政区消防関係等への情報提供に同意していただける方とします。

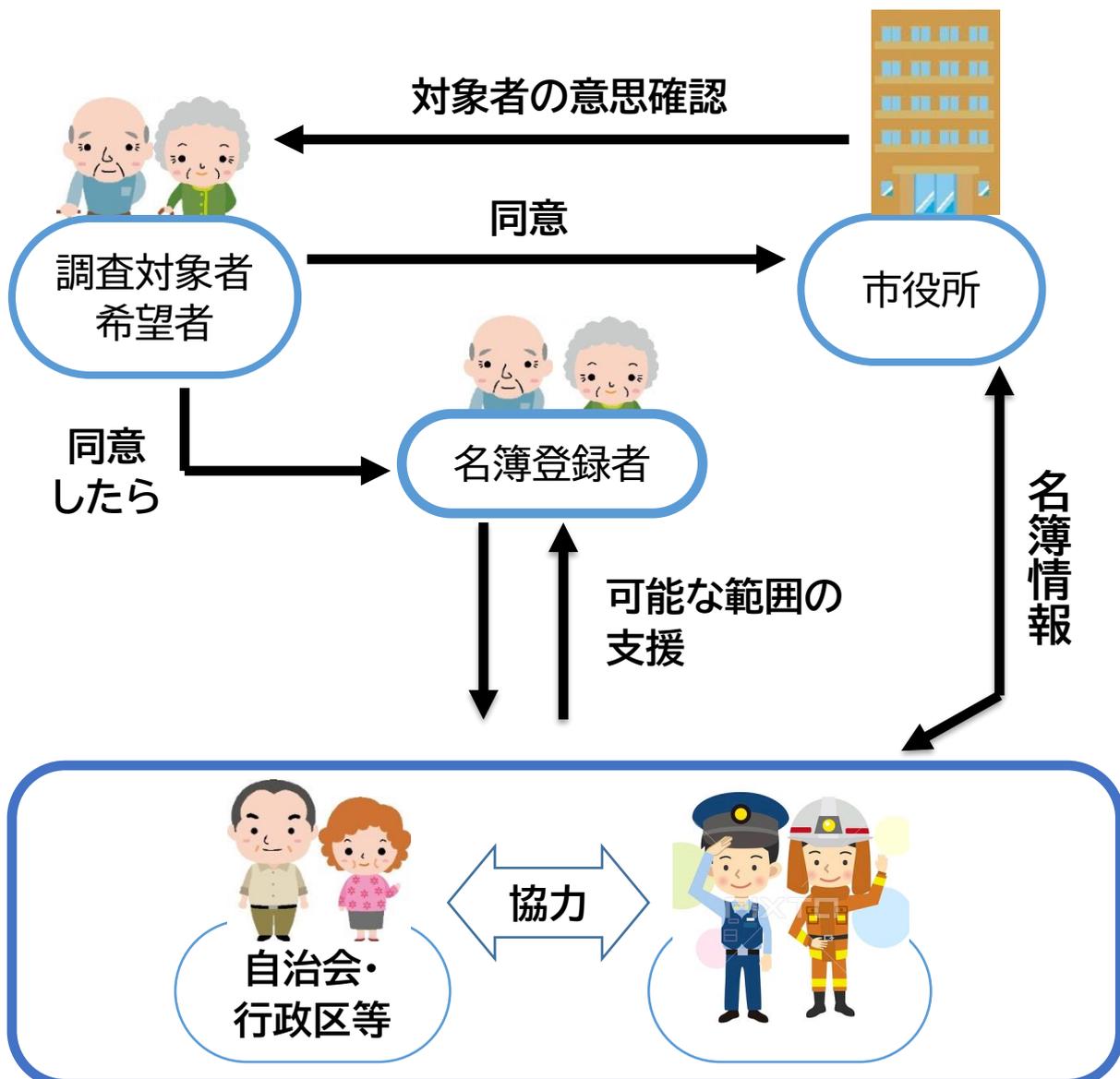
※自治会・行政区で必ず助けるというものではありません。

※今回の意向調査は、上記の同意が出来るかの確認です。

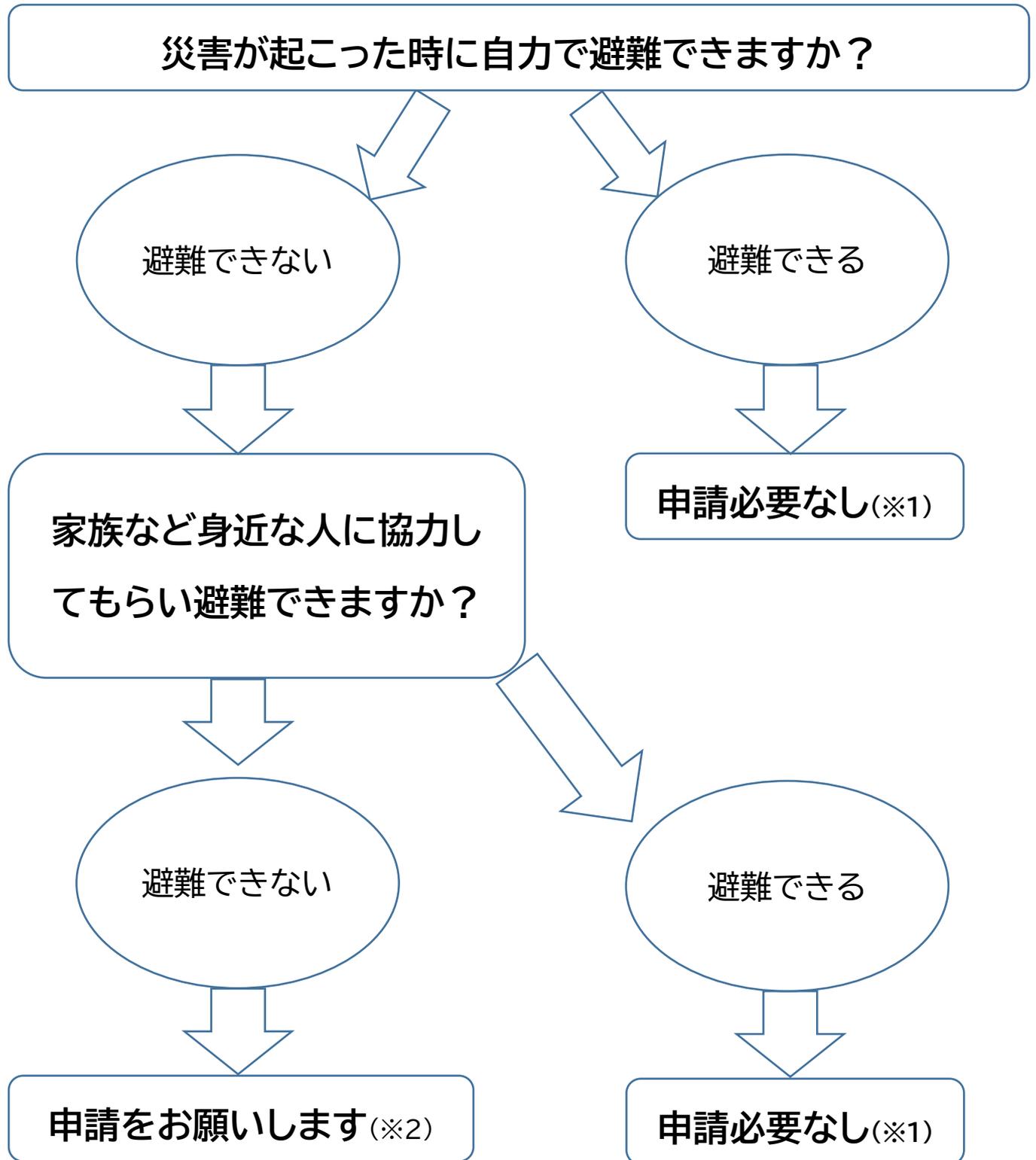
◇提供する登録内容は(避難行動要支援者名簿)

住所、氏名、生年月日、電話番号、自治会・行政区、支援を必要とする事由、その他避難支援時に役立つと思われることなど。

◇避難行動要支援者支援制度のしくみ



【避難行動要支援者申請フローチャート】



※1 現在登録の必要はありませんが避難環境が変わった場合には改めて登録の必要があります。

※2 実際に支援が行えるかは災害の状況や各地域の実情によって変わります。避難を行う際に自力で避難できるような体制を整えることが重要です。